

つばめ光重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめ光

3. お申し込みサービスの概要等

サービスメニュー	回線タイプ	通信速度
ファミリータイプ (戸建住宅向け)	ファミリー・スーパーハイスピード	最大概ね 1Gbps
	ファミリー・ハイスピード	最大 200Mbps
	ファミリー	最大 100Mbps
マンションタイプ (集合住宅向け)	マンション・スーパーハイスピード	最大概ね 1Gbps
	マンション・ハイスピード	最大 200Mbps
	マンション	最大 100Mbps

※通信速度は、お客様宅に設置する回線終端装置からNTT西日本までの間における技術規格上の最大値であり、お客様宅内での実使用速度を示すものではありません。

インターネット利用時の速度は、お客様のご利用環境や端末機器の仕様、回線の混雑状況によって大幅に低下する場合があります。

※IPv4またはIPv6によるPPPoEおよびIPv6によるIPv6Eを利用して、NTT西日本のフレッツ網に接続した通信でご利用いただけます。

※回線終端装置またはVDSL装置とお客様の端末は、LANケーブルで接続してください。

4. プラン変更の場合の注意事項

(1) 移行前サービスの解約、移行後のサービスの新規お申し込みにつきまして以下の留意いただきたい事項があります。

■所定の初期費用（契約手数料・工事費）等がかかります。

■「ユーザID」「アクセスキー」が変更となるため、変更後の内容をご契約中のプロバイダーへ申し出が必要となる場合があります。

■ご利用中のオプションサービスも解約となりますので、「つばめ光」等の新規お申し込みの際に、オプションサービスもあわせてお申込みください。

■移行後のサービスにおいて引き続き当社レンタル商品をご利用いただく場合、工場出荷状態の物品を新たにご提供させていただく場合があります。

■移行前サービスでひかり電話をご利用の場合、移行後ひかり電話の電話番号が変更となります。

(2) 「つばめ光クロス」から「つばめ光」へのプラン変更において以下の留意事項につきましてご了承ください。

■プラン変更の工事に伴い、以下の時間帯においてサービスがご利用いただけません。

- ・派遣工事の場合：工事日当日の午前5時頃から工事完了までの間
- ・無派遣工事の場合：工事日当日の午前5時頃から午前7時30分以降お客様にてONU等の交換を実施するまでの間

■工事日当日にご不在、設備不良等で工事が完了しないと判明した際、速やかにプラン変更前のサービスに切り戻し処理を実施いたしますが、2時間程度サービスがご利用いただけません。※概ね2時間程度ですが、状況により所要時間は前後いたします。

■工事日前日、前々日当でお申込みの取り消し、工事日変更については、変更処理が完了せず、当初の工事日にサービスが一時ご利用いただけなる場合があります。

5. 転用（NTT西日本からの乗り換え）の注意事項

- (1) フレッツ光「光もっと2割」利用中の乗換えであっても、解約金は発生しません。
- (2) つばめ光ご利用開始後にNTT西日本のフレッツ光や他の光コラボレーション事業者の光回線サービスへ変更をすることができます。ひかり電話をご利用の場合、電話番号は継続使用することができます。
(詳細は「6. 事業者変更（他コラボ事業者からの乗り換え）の注意事項」を参照ください。)
- (3) フレッツ光初期工事費を分割払い中の場合は、転用完了時点の工事費残額を当社から引続き分割でご請求いたします。
- (4) NTT西日本のフレッツ光で「初期工事費割引」の適用を受け、割引適用開始から転用後の期間を通算して24ヶ月以内につばめ光を解約した場合は、「フレッツ光初期工事費割引解約金」相当額（ご利用開始から15ヶ月以内に解約した場合は最大20,000円（税込22,000円）、16ヶ月目以降24ヶ月目以内に解約した場合は最大10,000円（税込11,000円））を当社からご請求いたします。

6. 事業者変更（他コラボ事業者からの乗り換え）の注意事項

- (1) 現在ご利用中の他コラボ事業者（変更元事業者）を解約し、新たに当社（変更先事業者）と新規に契約することになります。なお、サービスの提供料金、提供条件も異なり、変更元のサービスプラン、オプションも解約となり、現在お使いの変更元事業者の費用（解約違約金等）も発生する可能性があるため、詳しくは変更元事業者へご確認ください。
- (2) 事業者変更後でも、現在ご利用の電話番号は変わりません。また、光配線等の設備をそのままご利用できます。
※事業者変更と同時に移転等を実施した場合は、移転等に伴う工事は必要となり、電話番号も変更となる場合があります。
※事業者変更前に光電話の廃止をされた場合は、電話番号は変更となります。
- (3) 契約書面受領日を含む8日目までは、お客様都合で違約金なく解約申出が可能です。「初期契約解除」というもので、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。
(詳細は「8. 初期契約解除制度について」を参照ください。)

- (4) 変更元事業者の工事費等を分割払い中の場合、当社新規ご契約時に変更元事業者の工事費残額を引き継ぐことはできません。
- (5) 事業者変更を実施された場合、ご利用中の光コラボの付加サービスを継続してご利用される場合、その付加サービスの提供事業者が、当社となる場合と、N T T西日本からの提供となる場合があります。N T T西日本からの提供となる場合、変更元事業者を解約し新たにN T T西日本とご契約いただくこととなります。
- (6) 変更元事業者の現在のご利用光回線にN T T西日本から提供のセキュリティ機能（セキュリティ対策ツール）が標準装備されている場合は、当社へ事業者変更後も継続して当該機能を利用できます。変更元事業者の現在のご利用中の光回線にN T T西日本から提供のセキュリティ機能（セキュリティ対策ツール）が標準装備されていない場合は新規利用となります。
※セキュリティ機能を新規提供する際には「ユーザID（N T T西日本が発行する回線番号）」及び「アクセスキー」が必要となります。
詳細については、<https://f-security.jp/v6/support/faq/200608.html> をご確認ください。

7. 光回線再利用（シェアードアクセス回線からの乗り換え）の注意事項

- (1) 現在ご利用中のシェアードアクセス回線（変更元事業者）を解約し、新たに当社（変更先事業者）と新規に契約することになります。なお、サービスの提供料金、提供条件も異なり、変更元のサービスプラン、オプションも解約となり、現在お使いの変更元事業者の費用（解約違約金等）も発生する可能性があるため、詳しくは変更元事業者へご確認ください。
- (2) 光回線再利用は、ファミリータイプのサービスメニューのみ対象となります。
- (3) 変更元事業者へ解約申込の上、光回線再利用承諾番号を取得してください。
- (4) 変更元事業者の光回線契約の廃止、当社との新規契約となるため、「ユーザID」が変更となります。
- (5) 光回線再利用後、現在ご利用の電話番号が変更となる場合があります。
- (6) 変更元事業者で利用していた設備を再利用して工事をするため設置場所の変更はできません。また、切替工事にお立会いが必要となります。
- (7) 電話の切替を含め、同時工事時に接続できない事象が発生します。
- (8) 設備を確認した結果、状況によっては光回線再利用によらない単独での開通工事となる場合があります。その際、開通工事は再調整が必要となり、変更元事業者への解約の申込が別途必要となります。
- (9) 同時工事実施にあたって、新たな屋内配線の引き直しや露出配線、建物壁面の穴あけ、光コンセントの設置を実施する場合があります。
- (10) 光回線再利用手続のため、初期費用として事務手数料とは別に光回線再利用手続費 6,000 円（税込 6,600 円）がかかります。
- (11) 契約書面受領日を含む 8 日目までは、お客様都合で違約金なく解約申出が可能です。「初期契約解除」というもので、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。
（詳細は「8. 初期契約解除制度について」を参照ください。）

- (12) 変更元事業者の工事費等を分割払い中の場合、当社新規ご契約時に変更元事業者の工事費残額を引き継ぐことはできません。
- (13) ご利用中の変更元事業者の付加サービスを継続してご利用される場合、その付加サービスの提供事業者が、当社となる場合と、NTT西日本からの提供となる場合があります。NTT西日本からの提供となる場合、変更元事業者を解約し新たにNTT西日本とご契約いただくこととなります。また、変更元事業者のサービスと同等のサービスが提供できない場合があります。現在のご契約の契約条件や解約条件については変更元事業者へご確認ください。

8. 初期契約解除制度について

- (1) 本書面（契約書面）をお客様が受領した日から8日間の期間内に契約解除を行う旨の書面を下記まで送付することにより、契約の解除ができるものとします。この効力は書面を送付した時点で生じます。後日、当社が書面受領後に電話にてご連絡いたします。
- (2) 新規契約を解除する場合、解約金（違約金）はかかりませんが、利用料金（日割りされた基本料金等）や工事費、手数料等の費用を当社からご請求いたします。
- ※キャンペーンの適用は無効となります。
- (3) 転用や事業者変更、光回線再利用工事が完了した場合、初期契約解除等によって解約し、元の事業者（変更元事業者）の光回線等に戻ろうとしても、
- 元の事業者へのサービスの復帰は、ご自身の手続による新たな契約となり、費用が生じる可能性があります。
 - 料金割引、保有していた特典ポイントが元の状態に戻らない可能性があります。
 - 復帰に時間がかかる可能性があります。
- ので注意願います。

<書面の記載例>※ハガキの場合（同様の内容を封書で送付可能）

●表面

【宛先住所】〒702-8021 岡山市南区福田174番地
つばめガス株式会社 つばめ光サポートセンター 行
※下部に「初期契約解除制度」と記載してください。

●裏面

- ①初期契約解除制度を申請する旨
- ②契約書面受領日（お客様が本書面を受領した日付をご記入ください。）
- ③お客様番号またはユーザID（開通案内をご確認ください。）
- ④ご契約者名
- ⑤ご住所
- ⑥平日日中にご連絡が取れる先の電話番号
- ⑦お申込みのサービス名（開通案内をご確認ください。）

9. 開通の案内について

本サービスおよび契約の内容は、受付完了後に送付する開通の案内をご確認願います。設定時等に必要となり、お客様固有の情報になりますので、大切に保存願います。

10. 料金の計算・お支払いについて

- (1) つばめ光およびそのオプションサービス等の料金計算期間は、毎月1日から末日までとなります。ご利用開始月および解約月の月額費用は日割り計算にてご請求いたします。
- (2) つばめ光およびそのオプションサービス等の料金は、当社からお客様に請求いたします。なお、当該月の料金は翌々月検針のガス料金とあわせて請求させていただきます。
(例：4月1日～4月30日分のつばめ光およびオプションサービス料金は6月検針分のガス料金と合わせて6月にご請求)
- (3) つばめ光およびそのオプションサービス等の料金のお支払いは、クレジットカードもしくは、金融機関口座引き落とし払いとさせていただきます。
- (4) お支払いが2ヶ月滞り、またご連絡がない場合、不本意ながら当社規定によりつばめ光のご使用を強制的に停止し、解約のお手続きをさせていただきます。強制停止となった場合、のちにご使用を再開することはできかねます。また、解約金3,000円（税込3,300円）もあわせてご請求させていただきますので、ご了承ください。
- (5) NTT西日本が提供するオプションサービスの料金は、NTT西日本から直接お客様に請求されます。

11. 申し込みの取り消し

つばめ光の開通工事実施前までのお申し込みの取り消しは無料にてお手続きいたしますが、工事完了後またはサービス開始後の取り消しは費用が発生いたします。

12. 解約（事業者変更・光回線再利用を含む）について

- (1) つばめ光から他コラボ事業者への変更（事業者変更）やシェアドアクセス回線への変更（光回線再利用）の場合もつばめ光は解約となり、以下の項番を適用します。
- (2) つばめ光を解約する場合には、14日前までにつばめガスまでご連絡願います。
※解約の際、お立会いが必要な場合があります
- (3) つばめ光を新規でお申し込みの場合は、初回2年、以降3年ごとの自動延伸となります。契約期間内（自動延伸後をふくむ）に解約の場合、解約金3,000円（税込3,300円）がかかります。ただし、契約更新期間（新規契約日を含む月から24ヵ月後の月+1ヶ月間の2ヶ月間、その後は初回の契約更新月から36ヶ月後+1ヶ月間）の解約には解約金はかかりません。
- (4) つばめ光を解約した場合、つばめ光のオプションサービスは自動的に解約となります。
- (5) 工事費を分割払いされている場合は、解約時に残金を一括でお支払いいただきます。
- (6) 回線終端装置、無線LANカード等の機器は、レンタル提供となります。機器返却が伴うお手続き（解約、移転等）後は、NTT西日本より返却のご案内を送付いたしますので、速やかにご返却をお願いいたします。なお、ご返却の確認ができなかった場合には、機器

代金相当額を請求させていただく場合があります。

■当社レンタル商品等の相当金額について

対象サービス	対象物品	相当金額（不課税）
つばめ光	回線終端装置	14,000 円
	レンタルルーター	12,000 円
つばめ光テレビ	映像用回線終端装置	12,000 円

※相当金額は、最大額として記載しております。実際の請求額は減価償却を考慮した金額となります。また、対象物品のオプション品や付属品の相当金額を合わせた請求額となる場合があります。

※当社レンタル商品等の対象サービス・対象物品・相当金額は不定期で更新されます。当該事象が発生した場合は、その都度ご確認をお願いします。

1 3. 工事について

- (1) お客様のご利用の回線タイプや設備状況によっては、お客様宅にお伺いして工事を実施する派遣工事が必要となる場合があります。派遣工事が必要な場合は、N T T 西日本指定工事会社の実施します。派遣工事にお伺いする前にN T T 西日本の工事担当者から連絡させていただく場合があります。
- (2) 派遣工事が不要な場合、N T T 西日本から事前にO N U等が送付されますので、お客様自身での取り付けをお願いいたします。
- (3) 設備状況等によりサービスのご利用をお待ちいただく場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- (4) お客様のご利用場所および設備状況や工事内容等により、ご利用開始までの期間は異なります。

1 4. ご使用の注意

- (1) N T T 西日本の設備メンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。サービス中断によるお客様が受けた損害につきましては保証致しかねます。サービス中断の情報の連絡が必要なお客様につきましては、お客様のメールアドレスをご登録いただくことにより、当社がサービス中断情報をN T T 西日本等から入手した時点でメールにて送信させていただきます。
尚、登録には携帯電話等の通信機器からの接続、メールの受信が必要となり、そのための機器代金、通信料金等のすべての費用については、お客様ご自身のご負担となります。
- (2) ガス代ならびに、つばめ光の料金をお支払いいただけてない場合は、利用を停止する場合があります（利用停止中も契約中につき月額料金は発生します。）さらに利用停止後に1 4 日以内に入金がない場合は、強制解約をする場合があります。この場合も「1 2. 解約（事業者変更・光回線再利用を含む）について」を適用いたします。

15. 故障・不具合に関する問い合わせ

電話番号	時間等
0120-805113	24 時間 365 日対応

16. つばめ光料金表

■初期費用

(1) 事務手数料

区分	サービスメニュー	事務手数料
事務手数料 (契約料)	ファミリータイプ/マンションタイプ	3,000 円 (税込 3,300 円)

(2) 光回線再利用手数料 (光回線再利用の場合、「(1) 事務手数料」とは別に請求となります。)

区分	サービスメニュー	光回線再利用手数料
光回線再利用手数料	ファミリータイプ	6,000 円 (税込 6,600 円)

(3) 工事費 … 新たに光回線をお申し込み (回線新規) の方のみ

区分	サービスメニュー	基本工事費	
		一括払い	分割払い
新規工事費	ファミリータイプ	(有派遣工事：屋内配線なし) 20,000 円 (税込 22,000 円) (有派遣工事・光回線再利用：屋内配線あり) 10,600 円 (税込 11,660 円) (無派遣工事) 3,000 円 (税込 3,300 円)	分割回数：24 回 (屋内配線なし、VDSL) 910 円(税込 1,001 円)(初月) 830 円(税込 913 円)(残 23 回) (屋内配線あり、LAN 配線方式) 480 円(税込 528 円)(初月) 440 円(税込 484 円)(残 23 回)
	マンションタイプ	(有派遣工事：屋内配線なし、VDSL) 20,000 円 (税込 22,000 円) (有派遣工事：屋内配線あり、LAN 配線方式) 10,600 円 (税込 11,660 円) (無派遣工事) 3,000 円 (税込 3,300 円)	(無派遣工事) 240 円(税込 264 円)(初月) 120 円(税込 132 円)(23 回) ※工事費分割支払いの残額を一括で清算する場合や解約等により残額支払いが生じた場合、請求時点の残額により消費税を計算し請求いたします。

区分	サービスメニュー	基本工事費	
		一括払い	分割払い
新規工事費	v 6 オプション	無料	－
	追加ネーム	無料	－

※工事費は代表的な例であり、工事の内容により異なります。また休日・夜間・深夜・時刻指定工事費等は別途かかります。

※つばめ光電話、テレビオプション等のオプションサービスをお申し込みの場合は別途各サービスの初期費用がかかります。

※つばめ光 v 6 オプションをつばめ光の新規開通工事と同時以外で工事する場合は、基本工事費と交換機等工事費が別途必要となります。

※追加ネームをつばめ光の新規開通工事と同時以外で工事する場合は、基本工事費と交換機等工事費が別途必要となります。

※つばめ光 v 6 オプションの工事時に各種サービスや通信機器が利用できなくなる場合があります。工事完了後、通信が正常にできない場合等は、ご利用の機器を再起動いただく必要があります。なお、プロバイダが提供する I P v 6 アドレスによるインターネット接続サービスのうち、インターネット（I P v 6 I P o E）接続へお申込みの際にも同様の事象が発生する場合があります。

■月額費用

（１）つばめ光回線利用料

区分	サービスメニュー	月額利用料
月額利用料	ファミリータイプ	3,800 円/月（税込 4,180 円/月）
	マンションタイプ	3,000 円/月（税込 3,300 円/月）
	v 6 オプション	無料
	追加ネーム	100 円/月（税込 110 円/月）・1 ネーム

※インターネットのご利用には、別途プロバイダの契約が必要となり、月額利用料金はお客様負担となります。

※v 6 オプションのご利用には、つばめ光のご契約が必要です。（1 回線毎）

※v 6 オプションのご利用にあたっては、別途申込みが必要です。

※v 6 オプションのご契約で1 ネームはご利用いただけます。

※追加ネームのご契約にあたっては、v 6 オプションが必要です。

※追加ネームは同一回線で複数のネームをご利用いただけます。（最大 10 ネーム）

※ネームの利用方法、登録方法等については、お手数ですが、N T T 西日本のホームページにてご確認ください。

※つばめ光 v 6 オプションは、インターネット（I P v 6 I P o E）接続に必須のサービスとなっております。解約された場合はインターネット（I P v 6 I P o E）接続がご利用できなくなりますのでご注意ください。

(2) つばめプロバイダ利用料

区分	サービスメニュー	月額利用料
月額利用料	つばめプロバイダ	550 円/月 (税込 605 円/月)
	つばめプロバイダ v 6 オプション	※つばめプロバイダをご利用の場合申込みいただけます。

(3) ホームゲートウェイおよびホームゲートウェイ無線 LAN カード

区分	月額利用料	備考
ホームゲートウェイ	1 台ごと 250 円/月 (1 台ごと税込 275 円/月)	※つばめ光電話を利用されない場合にかかります。
ホームゲートウェイ 無線 LAN カード	1 枚ごと 100 円/月 (1 枚ごと税込 110 円/月)	-

<改定履歴>

2016 年 3 月 1 日 制定
 2019 年 7 月 1 日 改定 事業者変更追加に伴う改定
 2020 年 3 月 1 日 改定 つばめ光 v 6 オプション・つばめプロバイダ v 6 オプション追加に伴う改定
 2021 年 4 月 1 日 改定 「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
 2022 年 7 月 1 日 改定 電気通信事業法施行規則改正による消費者保護ルール見直し
 解約金 10,000 円 (税込 11,000 円) → 3,000 円 (税込 3,300 円)
 2024 年 2 月 1 日 改定 工事費改定
 ファミリー 18,000 円 (税込 19,800 円) → 20,000 円 (税込 22,000 円)
 マンション 15,000 円 (税込 16,500 円) → 20,000 円 (税込 22,000 円)
 2024 年 4 月 1 日 改定 工事費を区分別に記載・分割払いの見直し
 2024 年 10 月 1 日 改定 プラン変更の場合の注意事項追加・工事費分割払い見直し
 2025 年 2 月 19 日 改定 光回線再利用開始に伴う見直し

個人情報の取扱いについて

■個人情報の保護方針

つばめガス株式会社（以下「弊社」と言います）は、「情報セキュリティおよび個人情報の確実な保護は、弊社の経営上および事業上の最重要課題のひとつである」との認識のもとに、重要な情報資産（個人情報を含む）を適切に保護します。その目的のため個人情報保護マネジメントシステムを確立し、個人情報の保護についての基本方針を定め、会社をあげてその取り組みを実施します。

■個人情報の利用目的

弊社は、お客様の個人情報の利用目的を明示し、その利用目的の範囲内で利用いたします。あらかじめ明示した利用目的の範囲を超えて、お客様の個人情報を利用する必要性が生じた場合は、お客様にその旨をご連絡し、お客様の同意をいただいた上で利用いたします。

◇お客様の個人情報は、以下の目的のために利用いたします。

・「つばめ光」等弊社の各種サービスの案内、申込み、提供における請求・問い合わせ対応・連絡等

■個人情報提供の任意性

ご自身の個人情報を提供するかどうかにつきましては、ご自身で判断をお願いします。ただし、必要なご情報をいただけない場合には、弊社のサービスを受けられない可能性がありますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

■個人情報の第三者提供

弊社は、次の場合を除き、お客様個人情報を第三者に開示、提供いたしません。第三者に開示、提供する場合は、お客様からお知らせいただく個人情報に準じます。ただし、必要となる最小限の個人情報のみとし、かつ使用範囲もその範囲に限定いたします。

1. お客様の同意のある場合
2. 司法機関または、行政機関から、法的義務を伴う個人情報の開示要請を受けた場合など、法令に基づく場合。
3. 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の継承が行われる場合。
4. 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、お客様の同意を得ることが困難な場合。

■個人情報の取扱いの委託

弊社は、前途の利用目的を達成する上で必要となる業務の一部を外部業者に委託することがあります。この場合、当該業務に必要な最小限の個人情報のみとし、使用範囲もその範囲に限定いたします。また、委託先に対し、契約などにより、委託業務に必要な範囲内での利用徹底など、個人情報の適切な保護に努めます。

■個人情報の開示・訂正・追加・削除・拒否

弊社が、管理しております個人情報について、お客様自身より、利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います。）に関する要請を受けた場合には、お客様に意思を尊重し合理的な範囲で必要な対応をいたします。

「つばめ光」 利用約款

第 1 条（総則）

1. 本約款は、つばめガス株式会社（以下「当社」といいます）が N T T 西日本株式会社（以下「N T T」といいます）から即電気通信役務の提供を受けて契約者に提供する光電気通信網を用いた F T T H アクセス回線提供サービス（以下「本サービス」といいます）の提供条件などの必要な事項を定めたものです。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、N T T が定める「I P 通信網サービス契約約款」（以下「I P 約款」といいます）、並びに I P 約款に準拠して当社が定める本サービスに関する諸規定について同意するものとします。当社は、契約者がこれらに同意したものとみなし、本サービスを提供するものとします。
3. 前項の I P 約款の記載のうち、光コラボレーションの卸先事業者に関係しない条項は適用されないものとします。
4. 本約款の規定と I P 約款の規定が相違する場合は、原則として、本約款の規定を優先して適用するものとします。

第 2 条（契約の成立）

契約者は、当社所定の申込書をもって本サービスの提供を申し込むものとします。本サービスの提供に係る契約（以下「本契約」といいます）は、契約者の当該申込に対し、当社が「開通案内書」を発行した時点をもって成立するものとします。

第 3 条（本サービスの利用開始）

契約者は、当社から別途発行される「開通案内書」を受領し、開通工事完了後以降、本サービスを利用できるものとし、開通工事完了後から本サービスの利用料が課金されるものとします。

第 4 条（通信速度）

1. 当社が本サービスに関して定める通信速度は最高速のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、契約者は了承するものとします。
2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

第 5 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、書面の送付、電子メールの発信、当社 W e b サイトへの掲載、その他当社が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が書面の送達で行われる場合、当社に登録されている契約者の住所宛に通知書面を送付した時点で契約者への通知が完了したものとみなします。
3. 第 1 項の通知が電子メールで行われる場合、当社に登録されている契約者の電子メールアドレス宛に発信した時点で契約者への通知が完了したものとみなします。
4. 第 1 項の通知が当社 W e b サイトへの掲載にて行われる場合、当該通知が当社 W e b サイト上に掲示され、契約者がアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって、契約者への通知が完了したものとみなします。
5. 本条第 2 項及び第 3 項において、契約者が当社に登録されている住所又は電子メールアドレスを変更しないことによって当社から通知が届かない場合であっても、当社はこれにより生じた一切の事象について責を負わないものとします。

第 6 条（利用に係る契約者の義務等）

1. 本サービスの利用にあたり、契約者は次の事項を順守するものとします。
- ① 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を移動・取り外し・変更・分解もしくは損壊し、またはその設備に線索その他の導体を連絡しないこと。但し、天災事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、または自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続・保守のため必要があるときは、その限りではありません。
 - ② 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - ③ 当社が本サービスに係る業務の遂行上支障がないと認めた場合を除き、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備に他の機器等を取り付けないこと。

- ② N T T が電気通信サービスの提供を中止することにより、当社が、本サービスの提供を行うことができなくなったとき
- ③ 本サービスの運営上または技術上の理由があるとき。

第 10 条（料金）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスの料金としてサービス利用料の他、本サービスに提供に要する回線工事の工事代金等（以下総じて「料金等」といいます）を請求するものとし、契約者は当該請求に基づき、これを支払うものとします。
2. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した月から起算して、第 18 条及び第 19 条に基づき本契約が解約または解除された月までの期間について、前項の料金等を支払うものとします。
3. 料金等の支払条件は、申込書に定める通りとします。
4. 当社に支払われた料金等は、当社の責に起因する場合を除き返還しないものとします。
5. 当社は、経済情勢の変動等により、料金等が不適当となった場合、都度契約者と協議のうえ料金等を改定できるものとします。

第 11 条（遅延利息）

契約者は、支払期日までに料金等の支払いが完了しない場合には、遅延期間につき年 14.5% の割合で算出した額を遅延利息として、当社に支払うものとします。

第 12 条（契約期間）

1. 本サービスの提供開始日（契約日）を含む月の翌月末までを 1 ヶ月目とし、契約期間は提供開始日から 24 ヶ月目を「満了月」、その翌月を「更新月」とします。その後は、1 回目の満了月から起算して、36 ヶ月目を「満了月」その翌月を「更新月」とし、その後も契約期間は 36 ヶ月ごとに更新されるものとします。
2. 契約者は、契約期間内に本契約を解約する場合は、当社の責による場合を除き、当社が定める期日までに、解約金 3,000 円（税込 3,300 円）を一括して当社に支払うものとします。
3. 契約者が、契約期間の「満了月」および「更新月」に本サービスを解約する場合には、解約金は発生しないものとします。

第 13 条（変更）

1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款の内容を変更することがあります。この場合、当社は、変更内容を契約者に所定の方法で通知するものとし、契約者は、変更後の内容に従うものとします。
2. 当社は、前項による本約款の変更または廃止につき、何ら責任を負うものではありません。

第 14 条（秘密保持）

1. 契約者及び当社は、相手方の書面による承諾なくして、本契約に関連して相手方から秘密である旨表示されて開示を受けた相手方固有の技術上、営業上その他業務上の秘密を、本契約の有効期間中はもとより、本契約終了後も 3 年間は第三者に対して開示・提供または漏えいしないものとします。
2. 前項の規定に係らず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
- ① 開示の時点で既に公知の情報、または開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報。
 - ② 開示した時点で既に相手方が保有している情報。
 - ③ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - ④ 相手方から開示された秘密情報によらず独自に開発された情報。
 - ⑤ 法令に基づき開示が要求された情報。

第 15 条（個人情報）

1. 当社は、契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の本サービスを申し込むにあたり必要となす個人情報を、当社の W e b サイトにて公表する「個人情報取り扱いについて」に基づき、適正に取り扱うものとします。（<https://www.tsubamegas.com>）
2. 当社は、個人情報を以下の各号の場合に必要な範囲でのみ利用するものとします。
- ① 本サービスの提供
 - ② 本サービスに関する情報の提供及び提案
 - ③ 本サービスの企画及び利用等の調査に関するお願い、連絡、回答
 - ④ 代金の請求、回収等の事務処理

- ④ 当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
 - ⑤ アクセス回線二重化を行う場合において、ふたつの加入者回線等または契約者回線を同時に使用する通信を行わないこと。
 - ⑥ 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。
2. 当社は、契約者が前項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、契約者に対し、当該行為を中止するように通知し、是正されるまで本サービスの提供を停止する場合があります。
3. 契約者は、第 1 項の規定に違反して、当社が本契約に基づき設置した電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
4. 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号及び暗証符号（以下「契約者識別符号等」といいます）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に開示しないものとします。
5. 契約者が前項の規定に反し、本サービスに関する当社の業務遂行または電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、契約者識別符号等の変更、その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。
6. 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、予めその理由等を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合、その他当社が別に定める場合はこの限りではありません。

第 7 条（禁止事項）

- 契約者は、本サービスに利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
- ① 第三者若しくは当社の財産、権利及びプライバシーを侵害する行為、誹謗中傷、その他不利益を与える行為、またはそのおそれのある行為。
 - ② 公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがあると当社が判断する行為、または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
 - ③ 違法行為、または違法行為を直接的かつ明示的に請負し、仲介または誘引する行為。
 - ④ 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれが高い行為。
 - ⑤ 社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者に送信する行為。
 - ⑥ 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。
 - ⑦ 性風俗、宗教布教活動に関する行為。
 - ⑧ 不特定多数に無断でばらまく広告・宣伝・勧誘等や、詐欺まがいの情報、嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為、第三者もしくは当社に対しメール受信を妨害する行為及び連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為。
 - ⑨ 本サービスを再販売または賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
 - ⑩ 無断で連鎖購（ネズミ講）を開発し、またはこれを勧誘する行為。
 - ⑪ 違法に賭博・ギャンブルを行い、またはこれを勧誘する行為。
 - ⑫ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - ⑬ 本サービスによりアクセス可能な情報を改竄、消去する行為。
 - ⑭ コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用し、もしくは提供する行為。
 - ⑮ 本サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為、並びに本サービスの運営を妨げる行為。
 - ⑯ 上記各号のいずれかに該当する行為を助長する行為。
 - ⑰ その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - ⑱ その他、当社が不適切と判断する行為。

第 8 条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、回線を接続することができなくなった場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

第 9 条（サービスの停止または中止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。
- ① 本約款に違反し、相当の期間をもって催告しても是正されないとき。
 - ② 申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
 - ③ 前各号の掲げる事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- ① 当社及び N T T の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

- ⑤ その他一般事務の連絡、問合せ、回答
3. 当社は、本サービスの提供のために必要な契約者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を、書面または電子データにて N T T 及び本サービスの提供に必要な事業者に提供することがあります。
4. N T T は、本サービスの提供のために必要な契約者の氏名、住所、通信履歴等の個人情報を記録・保管し、必要により書面または電子データにて、本サービス及びオプションサービスの提供に必要な事業者に提供することがあります。
5. 当社の責に帰すべき事由に起因して、個人情報に関する事故が生じた場合、当社は、自己の責任において、当該事故の拡大防止や収拾のために必要な措置を講じるものとします。

第 16 条（再委託）

当社は、本サービスの全部または一部を、自己の責任において第三者に再委託することができるものとします。この場合、当該再委託先に対し、第 14 条と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。

第 17 条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスを提供せず、契約者にてその利用が全くできない状態が生じ、かつそのことを当社が知った時点から起算して、24 時間以上当該状態が続いたときは、起算時点から本サービスの利用が再び可能になったことを契約者及び当社が確認した時点までの時間数で 24 除いた数（小数点以下の端数は切り捨てます）に、サービス利用料（月額）の 30 分の 1 を乗じて算出した額を限度として、契約者が被った損害を賠償します。
2. 前項の規定に係らず、N T T の電気通信回線設備に起因する事由により、契約者による本サービスの利用が全くできない状態となったときは、前項に定める賠償は、N T T が当社に対して約定する賠償額を限度として行われるものとします。
3. 前 2 項の他、契約者及び当社は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、本契約の解除に係らず損害発生の直接の原因となった本サービスの利用料相当額（月額料金については損害発生の月料金、年額料金については損害発生月の月額換算相当額）を限度として損害賠償責任を負うものとします。但し、契約者及び当社は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益等については賠償責任を負わないものとします。
4. 契約者は、自己の責任において本サービスにかかる自営端末設備もしくは自営電気通信設備に搭載された記憶装置内のデータ、コンピュータ・プログラム等のバックアップを行うものとします。
5. 第 8 条及び第 9 条にて定める本サービスの利用制限、停止および中止の他、地震、天災等不可抗力その他当社の責に帰すべきでない事由による本契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能については、当社はその責を負わないものとします。

第 18 条（契約解除）

1. 当社は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができるものとします。
- ① 正当な事由なく期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
 - ② 手形または小切手の不渡りが発生したとき。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき。
 - ④ 破産、民事再生手続、会社更生、または特別清算の申し立てがされたとき。
 - ⑤ 合併、事業譲渡、その他会社組織に重大な変更が生じたとき。
 - ⑥ 解散または営業停止となったとき。
 - ⑦ その他財務状態の悪化またはそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき。
2. 当社は、第 9 条第 1 項の規定により利用が停止された契約回線について、相当期間を定めた催告にも係らず、契約者がなおその事実を解消しないときは、本契約を解除することができるものとします。
3. 第 9 条第 1 項または第 2 項に該当する場合で、当該事項が当社の業務に著しい支障をきたすおそれがあると認められる場合は、直ちに本契約を解除できるものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが現時点及び将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを確約するものとします。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊技能暴力集団その他これらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）であること。

- ② 反社会的勢力が、実質的に経営を支配または経営に関与していること。
 - ③ 反社会的勢力を利用していること。
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社は、契約者が前項に違反したとき、または自らまたは第三者をして次の各号の掲げる行為をしたときは、何らかの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
- ① 当社に対する暴力的な要求行為
 - ② 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 当社に対する脅迫的言辭または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

第 20 条（期限の利益の喪失）
前条に基づき本契約が解除された場合、契約者は、本契約より発生する当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務を当社に弁済するものとします。

第 21 条（権利義務の譲渡の禁止）
契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾を得ない限り、本契約に基づく地位及び権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、また担保に供することはできないものとします。

第 22 条（管轄裁判所）
本契約に関する紛争については、岡山簡易裁判所または岡山地方裁判所を第 1 審の専属管轄裁判所とします。

第 23 条（協議事項）
本約款に定めのない事項及び本約款の解釈に疑義が生じた事項については、契約者と当社で誠意をもって協議の上、解決するものとします。

- 第 24 条（その他）
1. 本サービスの利用料金、サービス内容及び光連合通信網回線等に関する各種問い合わせ並びに苦情については、当社が受け付けるものとします。なお、光連合通信網回線に関する障害について、当社から連絡を受けた N T Tが必要に応じて光連合通信網回線の敷設場所に作業員を派遣し、故障修理を実施する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。
 2. N T Tの電気通信設備の保守上もしくは工事上やむを得ない場合、または当社に対する即電気通信役務の提供上必要がある場合、N T Tが契約者に対して直接連絡する場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。

<改定履歴>				
2 0 1 6 年	3 月	1 日	制定	
2 0 2 1 年	4 月	1 日	改定	「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
2 0 2 2 年	7 月	1 日	改定	電気通信事業法施行規則改正による消費者保護ルール見直し対応 解約金 10,000 円（税込 11,000 円）→3,000 円（税込 3,300 円）
2 0 2 5 年	7 月	1 日	改定	商号変更に伴う 西日本電信電話株式会社→NTT 西日本株式会社

つばめプロバイダ 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめプロバイダ

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、NTT西日本株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用したインターネット接続サービスです。

本サービスのご利用には、「つばめ光」のご契約が必要です。

4. ご利用料金について

■初期費用

・当社からインターネット接続用のプロバイダIDとプロバイダパスワードを発行いたします。お客様ご自身で設定いただくこととなります。

・当社に設定をご依頼いただく場合は別途費用（出張費と設定費）が発生いたします。

■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

サービスプラン名	月額利用料
つばめプロバイダ	550 円（税込 605 円）

5. 注意事項について

■お申し込みについて

・本サービスの申込にあたって、本サービスに用いる光回線の「回線番号（ユーザID）」（注1）、「アクセスキー」（注1）、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」等（以下「本お客さま情報」と総称します。）を当社に通知していただきます。

・当社は、本お客さま情報を、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、業務委託先インターネット接続サービス提供事業者へ通知し、NTT西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線に係る契約者の同一性およびこれらに係る「ユーザID」および「アクセスキー」の照合を行います。また、お客さまは当該お客さま情報の提供について承諾するものとします。

（注1）…当社からお客さまに送付されたつばめ光の開通案内に記載されています。NTT西日本およびサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

■サービスに関する注意事項

・停電時は利用できません。

・つばめプロバイダは、インターネットプロトコル（TCP/IP v4）によるインターネット接続サービスです。インターネットプロトコル（TCP/IP v6）をご希望の場合、別途つばめプロバイダのオプションサービス「つばめプロバイダv6 オプション」[インターネットプロトコル（TCP/IP v6 IPoE）]をお申込みいただく必要があります。

- ・つばめプロバイダはインターネット接続のみの機能となります。プロバイダメール等その他付加機能はありません。(付加機能につきましては、お客様ご自身で別途他社にてご契約をいただくこととなります。)
- ・ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。回線の混雑状況、ご利用の環境などにより通信速度が異なります。
- ・ネットワークへの過大な負荷が生じるのを防ぐため、一度に大量のデータを送受信する通信が一定期間継続された場合、通信速度を制限させていただくことがあります。
- ・ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

■料金に関する注意事項

- ・利用開始月および解約月の月額費用は、日割り計算にて請求いたします。

■転用に関する注意事項

- ・すでに N T T 西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が「フレッツ光」を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・N T T 西日本の「フレッツ光」をご利用のお客様が「つばめ光」に転用される場合、「フレッツ光」でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用することができます。手続きについては、ご契約中のインターネット接続業者へご確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

■事業者変更に関する注意事項

- ・すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様が「つばめ光」に事業者変更される場合、他コラボ事業者（変更元事業者）でご契約中のインターネット接続業者（プロバイダ）を継続して使用できる場合があります。手続きについては、他コラボ事業者（変更元事業者）またはご契約中のインターネット接続業者へご確認ください。※ご請求もご契約中のインターネット接続業者からとなります。

■工事に関する注意事項

- ・お客様のご利用場所および設備状況などにより、ご利用開始までの期間は異なります。
- ・設備の状況などにより、ご利用いただけない場合があります。

■解約に関する注意事項 〈機器の返却について〉

- ・つばめプロバイダの解約のお手続きをなされる場合は、当社へお問い合わせください。
- ・つばめプロバイダを解約すると、つばめプロバイダ v6 オプションも解約となります。
- ・つばめ光を解約すると、つばめプロバイダも解約となります。
- ・お客様が他社のインターネット接続業者と契約している場合は、ご契約中のインターネット接続業者への解約の手続きが必要です。

■個人情報の収集目的と提供について

- ・「つばめプロバイダ」の契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、当社業務委託先インターネット接続サービス提供事業者に対して、それぞれ自己の I P 通信網サービスの契約情報または申込情報（また、I P 通信網サービスに係る申し込みを取り消した際の情報も含みます）を提供することに承諾するものとします。

■ 個人情報の収集および提供項目

●本サービスの開通時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
本サービス提供条件（※1）との照会結果および不一致項目
提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無（つばめ光回線、ひかり電話もしくはレンタルホームゲートウェイ）
提供条件に照らして不足している各種商品の申込みおよび工事情報（つばめ光回線開通ステータス、宅内工事予定日）

●本サービスご利用の光回線の移転・廃止時

ユーザID（NTT西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
光回線の解約等をした年月日および異動種別
本サービスご利用の光回線およびホームゲートウェイの動作状況（正常に動作しているかどうか）

（※1）提供条件とは以下の内容を指します。

- ・つばめ光回線をご利用いただいていること

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日）※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

2018年12月	1日	制定	
2019年	7月	1日	改定 事業者変更追加に伴う改定
2020年	3月	1日	改定 つばめプロバイダv6 オプション追加に伴う改定
2021年	4月	1日	改定 「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
2022年	4月	1日	改定 業務委託先への通知必要事項追加に伴い、お申込み注意事項、および個人情報の収集および提供項目追加
2025年	7月	1日	改定 商号変更に伴う 西日本電信電話株式会社→NTT 西日本株式会社

「つばめプロバイダ」サービス利用約款

第 1 章 総則 第 1 条（本サービスの提供等） 1.本約款は、つばめガス株式会社（以下「当社」といいます。）が、当社の業務委託先インターネット接続事業者（以下「業務委託先」といいます）からの卸提供を受けて契約者に提供するインターネット接続サービス「つばめプロバイダ」のサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供条件などの必要な事項を定めたものです。 2.当社は、本利用約款に基づき、本サービスを次項第 3 号に定める契約者に提供します。 3.本利用約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。 （1）インターネット接続サービス 本利用約款に基づき当社が契約者に提供する電話通信サービスならびにインターネットプロトコルによる電気通信サービス （2）契約者 本利用約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者 （3）利用契約 本利用約款に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約 （4）契約者設備 本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア （5）本サービス用設備等 本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（当社が業務委託する登録電気通信事業者等の電気通信事業者の電気通信回線及びアクセスポイントを含みます） （6）課金開始日 当社で本サービスの申込を確認し、且つ、接続 ID および接続パスワードを送付又は発信し、サービス提供を開始する日として当社から契約者に対する書面に記載された日 （7）消費税相当額 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方 消費税の額 （8）アクセスポイント 契約者が自己の契約者設備を電気通信回線（公衆電話網）等を介して当社業務委託先の本サービス用設備と接続するための接続ポイント （9）契約者回線 本サービスを受けるために契約者が設置する電気通信回線 （10）接続 ID 接続パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号 （11）接続パスワード 接続 ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号 4.当社が契約者に対して発する第 2 条に規定する通知は、本利用約款の一部を構成するものとします。 5.当社が、本利用約款の他に本サービスに基づき別途定めるオプションサービスの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本利用約款の一部を構成するものとします。	6.契約者が本サービスを利用するには、本利用約款の他、電気通信事業法第 9 条に定める登録を受けた電気通信事業者（以下「登録電気通信事業者」といいます。）の定める電気通信に関する利用約款、 利用規則、利用条件等に同意するものとします。 第 2 条（通知） 1.当社からの通知は、当社が指定する方法にて契約者のメールアドレスを登録いただいた場合に、当社が保守等による本サービスの中止の情報を入手した時点で、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、通知されないことにより当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。 2.前項の規定に基づくメールアドレス登録には、通信機器からの接続・メールの受信が必要となり、そのための機器代金、通信料等のすべての費用については契約者ご自身のご負担となります。 3. 本条第 1 項の規定に基づき、当社から契約者への通知をメールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容が入力され送信された時点に行われたものとします。 第 3 条（本利用約款の変更） 1.当社は、契約者の了承を得ることなく、本利用約款（本利用約款に基づく利用契約等を含みます。以下、同じとします）を随時変更することがあります。なお、本利用約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本利用約款を適用するものとします。 2.改定後の本利用約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。 第 4 条（合意管轄） 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。 第 5 条（準拠法） 本利用約款に関する準拠法は、日本法とします。 第 6 条（協議） 本利用約款に記載のない事項及び記載された事項について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議することとします。 第 2 章 「つばめプロバイダ」サービス契約の締結等 第 7 条（利用契約の単位） 本サービス契約は契約者回線 1 回線ごとに 1 契約のみ可能とします。 第 8 条（契約の申し込み） 1.本サービスの契約を希望する者は、本利用約款に同意のうえ、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。 2.本サービス利用の申し込みにあたり、業務委託先に対し、契約者の氏名・住所・電話番号・ユーザ ID（NTT が発行する回線番号）及びアクセスキー、利用機器情報、その他当社が定める情報を授受するものとし、当該授受を行うことにつき契約者は承諾するものとします。
第 9 条（承諾） 1. 利用契約は、前条（契約の申し込み）に定める方法による申し込みに対し、当社所定の方法により、当社が承諾の通知及び接続 ID 及び接続パスワードを送付又は発信したときに成立するものとします。 ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申し込みを承諾しないことがあります。 （1）申込者が実在しない場合 （2）申込者が契約者回線の申し込みを完了していない場合 （3）本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合 （4）同一人物ないしは同居の親族があきらかに不自然な多重申込をしたと認められる場合 （5）申込者の利用料金の決済に用いる口座の金融機関や、クレジットカードのカード会社の承認が確認できない場合 （6）申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年後見人によって行われておらず、又は申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合 （7）申込者が、申し込み以前に当該本サービス及び本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が申し込みの時点で、一時停止中である場合 （8）申込者への本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難が認められる場合 （9）申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性がある当社が判断した場合 （10）その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合 2.申込者は、当社が申し込みを承諾した時点で、本利用約款の内容を承諾しているものとみなします。 第 10 条（契約者の登録情報等の変更） 1.契約者は、契約者の氏名、その住所、電話番号、又は本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更（クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます）、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。 2.契約者回線を変更する場合、速やかに当社へその旨を申告し、契約者回線変更日までに本サービスの接続 ID 変更手続きを行う必要があります。契約者回線変更日までに本サービスの接続 ID の変更手続きが行われない場合、インターネット接続ができない場合がございます。 3.住所変更先のインターネットにかかる電気通信回線の状況により、利用ができなくなる場合には、契約者は当社以外の事業者と契約するものとします。 4.本条第 1 項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。 第 11 条（利用契約の変更） 1.契約者が利用する本サービスを変更しようとするときは、当社所定の手続により、当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信したときに、変更の効力が生じるものとします。ただし、第 9 条（承諾）各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあるものとします。 2.本サービスを変更する場合、変更できない場合もあります。	第 12 条（契約者からの解約） 本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。 （1）契約者は、利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。 （2）契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。 （3）契約者が利用契約を解約する場合、解約希望日までに接続 ID 及び接続パスワードを当社に返還するものとします。 （4）本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第 4 章に基づきなされるものとします。 第 13 条（当社からの解約） 1.当社は、第 31 条（利用の停止）の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消又は是正しない場合は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。 2.当社は、契約者が利用契約を締結した後になって第 9 条（承諾）第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第 31 条（利用の停止）及び前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。 3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。 第 14 条（権利の譲渡制限） 本利用約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。 第 15 条（設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続） 1.契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本利用約款にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。 2.契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の責任で、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービスに接続するものとします。 3.当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。 第 3 章 サービス 第 16 条（本サービスの提供区域） 1.本サービスの提供区域は、日本国内とします。 2.本サービスの提供を行う区域は、当社の裁量により、利用者に通知の上、随時変更することができるものとします。 3.本サービスの提供を行う区域は、前項による当社の裁量のほか、NTT の都合、業務委託先の都合により随時変更することができるものとします。

第 17 条（本サービスの廃止） - 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。 - 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。 - 本条第 1 項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。 第 4 章 利用料金 第 18 条（本サービスの利用にかかる料金、算定方法等） 契約者の本サービスの利用にかかる料金は、当社が別紙に定めるとおりとします。但し、別に定める利用規約を適用した場合はその規則に準じます。 第 19 条（利用料金の支払義務） - 契約者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙に定める利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。 - 前項の期間において、第 29 条（保守等によるサービスの中止）に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。 - 第 31 条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税相当額の支払を要します。 - 本サービスの利用開始月および解約月の利用料金は日割り計算にて請求いたします。 - 本サービスにおいて、契約者回線の工事日の遅れ等、当社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。 第 20 条（利用料金の支払方法） - 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。 - クレジットカード - 預金口座振替 - 利用料金の支払が前項第 1 号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。 - 利用料金の支払が本条第 1 項第 2 号に定める預金口座振替による場合、利用料金は当該金融機関において定められた振替日に契約者指定の金融機関の口座から引落されるものとします。 - 当社は、前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部又は一部の支払時期を変更することがあります。 第 5 章 契約者の義務等 第 21 条（接続 ID 及び接続パスワード） - 契約者は、接続 ID を第三者（以下「他者」といい、国内外を問わないものとします）に貸与、又は共有しないものとします。 - 契約者は、接続 ID に対応する接続パスワードを他者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。	- 契約者は、契約者の接続 ID 及び接続パスワードにより本サービスが利用されたとき（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくとも接続 ID 及び接続パスワードの自動認証がなされ、他者による利用が可能となっている場合を含みます）には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由により接続 ID 又は接続パスワードが他者に利用された場合にはこの限りではありません。 - 契約者の接続 ID 及び接続パスワードを利用して契約者や他者により同時に、又は他者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しないものとします。 - 契約者は、自己の接続 ID、接続パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者の接続 ID 及び接続パスワードが他者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。 第 22 条（自己責任の原則） - 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条により、契約者による利用又は行為とみなされる他者の利用や行為を含みます。以下、同様とします）とその結果について一切の責任を負うものとします。 - 契約者は、〔1〕本サービスの利用に伴い他者に対して損害を与えた場合、又は〔2〕他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い他者から損害を受けた場合又は他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。 - 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。 - 当社は、契約者がその責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとします。 - 契約者は、本サービスを經由して、当社以外の他者のコンピューターやネットワーク（以下「他者ネットワーク」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該他者ネットワークの利用に係わる注意事項が表示されている場合は、これを遵守し、その指示に従うとともに、他者ネットワークを利用して第 23 条（禁止事項）各号に該当する行為を行わないものとします。 - 当社は、本サービス經由による他者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。 - 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの責任はすべて契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。 第 23 条（禁止事項） 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。 - 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用 - 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 - 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為 - 当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為 - 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為 - わいせつ（性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますがこれに限られません）、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信もしくは表示する行為、又はこれらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為 - ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為 - 本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為 - 他者になすりまして本サービスを利用する行為 - ウィルス等の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他者が受信可能な状態におく行為 - 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為 - 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為 - 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為 - 他者の設備等又は本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為 - 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為 - 法令に基づき監督官庁等への届出、許可等の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為 - 上記各号の他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐、麻薬取等）し、又は他者に不利益を与える行為 - 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます）が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為 - その他、社会的状況を勘案の上、当社が不適当と認める行為 第 6 章 当社の義務等 第 24 条（設備の修理又は復旧） 契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、自己の設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。 第 25 条（本サービス用設備等の障害等） - 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にもその旨を通知するものとします。 - 当社は、業務委託先の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理又は復旧を指示するものとします。 - 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業（修理又は復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に業務委託するものとします。 第 26 条（通信の秘密の保護） - 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様（統計情報への編集・加工を含みます）においてのみ、契約者の通信の秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得た場合には、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。 - 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法もしくは通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制の処分が行われた場合には、当該処分、命令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。	- 契約者による本サービスの利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて本条第 1 項の守秘義務を負わないものとします。 - 当社は、契約者が第 23 条（禁止事項）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を利用することができます。 第 27 条（契約者情報等の保護） - 当社は、契約者の個人情報、その他前条第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報（以下、あわせて「契約者情報等」といいます。）を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。 - 当社は、これら契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社又は当社の業務委託先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合においてはこの限りではありません。 - 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。 - 当社は、〔1〕警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は〔2〕緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断するときは、本条第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。 - 当社は、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後は、契約者情報等を消去するものとします。ただし、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。 - 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供などに関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。当該個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が本利用約款に優先するものとします。 - 契約者は、当社の各サービス利用に関連し、NTT による契約者回線を利用するときは、その手続等を行う目的で、当社が NTT および業務委託先に対し、契約者が当社提供した契約者の個人情報（属性情報、取引情報等）を変更情報を含みます）を提供することを承諾します。 - 本条に定める他、契約者の個人情報の取扱いについては、当社が当社のホームページ上に定める『個人情報保護方針』に従うものとします。 第 7 章 利用の制限、中止及び停止 第 28 条（利用の制限） - 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2.当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、又は当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、 利用者の通信を制御又は帯域を制限する 場合があります。

第 29 条（保守等によるサービスの中止）

1.当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の別途定める保守指定時間の場合
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 第 28 条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
 - (5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - (6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨をメールアドレス登録の契約者にメールにて通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3.契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

第 30 条（契約者への要求等）

- 1.当社は、(1) 契約者による本サービスの利用が第 23 条（禁止事項）の各号に該当すると判断した場合、(2) 当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又は (3) その他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
- (1) 第 23 条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します
 - (2) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続を含みます）を行うよう要求します
 - (3) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます
 - (5) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を執ります
 - (6) 第 31 条（利用の停止）に基づき本サービスの利用を停止します
 - (7) 第 13 条（当社からの解約）に基づき利用契約を解約します
 - (8) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所・警察等の公的機関への訴えを提起します
- 2.前項の措置は第 22 条（自己責任の原則）に定める契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
- 3.契約者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が本条第 1 項に従った措置を行った場合、当社は契約者に対し一切の責任を負わないものとします。

第 31 条（利用の停止）

- 1.当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
 - (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来院場合
 - (4) 当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合
 - (5) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合
 - (6) 本サービスの利用が第 23 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、前条（契約者への要求等）第 1 号及び第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (7) 前各号のほか本利用約款に違反した場合
- 2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3.契約者が接続 ID を複数個保有している場合において、当該接続 ID のいずれかが前条第 1 項又は本条第 1 項により使用の一時停止又は解約となった場合、当社は、当該契約者が保有するすべての 接続 ID の使用を一時停止、又は解約とすることができるものとします。
- 4.当社は、本条第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日 新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
- 5.前項の場合、契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5%の割合 で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務を一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用 は、契約者の負担とします。
- 6.本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第 8 章 損害賠償等

第 32 条（免責）

- 1.当社は、本利用約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う 1 か月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
- 2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。
- 3.当社は、契約者が本サービスを利用することにより他者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

<改定履歴>

2022 年 4 月 1 日制定

つばめプロバイダ v 6 オプションサービス 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： つばめプロバイダ v 6 オプションサービス

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、NTT西日本株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、光回線を利用したインターネット接続サービス「つばめ光」および「つばめ光・v 6 オプション」(注1)と、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者(以下「インターネット接続事業者」といいます。)の「IPv 6 インターネット接続等」を用いて、「つばめプロバイダ v 6 オプション」(「v6 オプション」)サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

本サービスのご利用には、「つばめ光」ならびに「つばめプロバイダ」のご契約が必要です。

4. 本サービスの受付時における重要事項説明について

■お申し込みについて

・本サービス(注2)の申込にあたって、本サービスに用いる光回線の「回線番号(ユーザID)」(注3)、「アクセスキー」(注3)、「申込者氏名」、「契約者氏名」、「契約者住所」、「設置場所住所」、「申込者連絡先電話番号」、「契約者連絡先電話番号」、「設置場所電話番号」等(以下「本お客さま情報」と総称します。)を当社に通知していただきます。

・当社は、本お客さま情報を、本サービスの開通又はその他本サービスの提供に必要な範囲で、業務委託先インターネット接続事業者およびIPoE接続事業者を通じ、NTT西日本へ通知し、NTT西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」若しくは「フレッツ光ライト」又はサービス提供事業者が提供する光回線に係る契約者の同一性およびこれらに係る「ユーザID」および「アクセスキー」の照合を行います。また、お客さまは当該お客さま情報の提供について承諾するものとします。

・本サービスはベストエフォート型のサービスとなります。速度向上を保証するものではありません。

■本サービスを利用するためには

・本サービスを利用するためには、当社が提供する「つばめ光・v 6 オプション」又はサービス提供事業者が提供する光回線の付加サービス「フレッツ・v 6 オプション」のご契約が必要となります。

・IPoE接続サービスは1回線につき1契約までです。そのため、他事業者でIPoE接続サービスの廃止が完了していない場合、v6 オプションサービスは利用できません。他事業者のIPoE接続サービス廃止後にお申し込みが必要となります。

・IPv4 over IPv6接続(IPoE方式)をご利用いただくには対応した機器が必要となります。対応した機器でない場合、IPv4 over IPv6接続(IPoE方式)はできません。また、対応した機器以外で本サービスをお申込みの場合、ご使用の機器や環境によってセキュリティ上の問題がある可能性があります。ご使用の機器の設定の見直し、または、対応ルータのご購入、本オプションの廃止の手続きをお願いします。

■ I Pアドレスや機器の設定変更について

・本サービスの利用開始等に伴うNTT西日本による工事に際し、お客さまが現在ご利用中の I P v 6 アドレス（ I P v 6 P P P o E方式にて割当てられているものは除きます。）および I P v 4 アドレスが変更となります。

・インターネット接続工事による I P v 6 アドレスおよび I P v 4 アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコン等の再起動を行ってください。

・本サービスをお申込みいただき利用開始しますと、 I P v 6 I P o E方式での接続となり、 P P P o E接続ができなくなる場合があります。 P P P o E接続をする場合には、別途当社への手続きが必要となります。

・本サービスの利用開始等に伴い、当社が提供する端末設備（ホームゲートウェイ等）の設定が変更となる場合があります。

・端末設備（ホームゲートウェイ等）の設定変更に伴い、 P P P o E接続やその他一部機能がご利用いただけなくなる場合があります。引き続き同機能をご利用される場合は、本サービスの廃止の手続き後、パソコン等にて P P P o E接続等の設定を行なってください。

■サービスの廃止について

・当社が提供する光回線の「つばめ光・ v 6 オプション」または「フレッツ・ v 6 オプション」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となります。

・当社の「ひかり電話」、当社の「ホームゲートウェイ（レンタル）」を解約した場合、本サービスも併せて廃止となる場合がございます。

・本サービスの廃止手続きが完了していない場合、当社以外のインターネット接続サービスを利用できない場合がございます。

■当社からのコンサルティングについて

・本サービスのご利用にあたって特定の機器が必要となる場合がございます。また、お客様のご利用環境によって、機器交換等の費用が発生する場合がございます。その際、下記内容のコンサルティングのご連絡を当社または業務委託先から実施させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

（コンサルティング内容）

・お客さま宅内でご利用中の当社が提供する機器の交換工事および機器交換等の費用のご案内

・当社の「ひかり電話」又は当社の「ホームゲートウェイ（レンタル）」のご案内

※お客様のご利用環境によっては、コンサルティングのご連絡を実施せずに、本サービスを提供させていただく場合もございます。

（注1）：NTT西日本およびサービス提供事業者の提供する「フレッツ・ v 6 オプション」に相当するサービスを含みます。

（注2）…本サービスとは、 I P v 6 アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービス又は I P v 6 アドレスおよび I P v 4 アドレスを使用したインターネット接続を実現するサービスです。また、本サービスにおいて当社が提供する I P v 6 インターネット接続の方式は、 I P v 6 I P o E方式です。

（注3）…当社からお客さまに送付されたつばめ光の開通案内に記載されています。NTT西日本およびサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

5. フレッツ・v6オプションの代行申込における重要事項説明

■お申込について

・「フレッツ・v6オプション」の申込みにあたっては、同オプションの開通工事のため、本お客さま情報が必要となります。

・NTT西日本又はサービス提供事業者への「フレッツ・v6オプション」の申込みにあたっては、お客さまご自身で、116又はNTT東日本、NTT西日本若しくはサービス提供事業者の窓口にて、行って頂くこともできますが、お客さまの代理店としてI P o E接続事業者が、NTT西日本へのお申込手続きを行うこと又はNTT西日本を通してサービス提供事業者へお申込手続きを行うこと（以下「代行申込」と総称します。）もできます。この場合、当社が別途指定する方法により、インターネット接続事業者およびI P o E接続事業者に対し、当該代行申込について委任していただきます。

・お客さまは代行申込により行われた「フレッツ・v6オプション」の申込みについては、ご利用開始されるまでの間は途中で取消することができない場合がございます。その場合は、「フレッツ・v6オプション」のご利用開始後に、別途お客さまからNTT西日本又はサービス提供事業者に対し、解約手続きを行っていただく必要があります。

・サービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合の「フレッツ・v6オプション」に相当するサービスの開通案内の通知方法については、サービス提供事業者にご確認ください。

・お客さまが、代行申込に先んじて116等の窓口にて「フレッツ・v6オプション」を申込みいただき、申込み手続きが完了している場合においては、代行申込はご利用いただけません。

■ご契約、サービス仕様について

・「フレッツ・v6オプション」（つばめ光・v6オプション）の提供条件および料金については、当社の定める「つばめプロバイダv6オプションサービス利用約款」およびNTT西日本の定める「I P 通信網サービス契約約款」によります。

・「フレッツ・v6オプション」（つばめ光・v6オプション）は、パソコンなどの機器に付与したI P v6アドレスを利用して、インターネットを経由せず当社が提供する光回線の網内（以下「NGN網内」と総称します。）で、お客さま同士がダイレクト（直接）に通信することを実現するサービスです。

・NGN網内で、お客さま同士の通信を行う際には、I P v6アドレスの代わりに、NTT西日本が提供する「ネーム」を利用して通信することができます。ネームの利用方法、登録方法、料金等については、お手数ですが、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

・「フレッツ・v6オプション」（つばめ光・v6オプション）はベストエフォート型のサービスとなります。速度向上を保証するものではありません。

・ご利用上の注意事項については、NTT西日本のホームページにてご確認ください。

6. ご利用料金について

■料金について

・「つばめプロバイダv6オプション」に関する料金（税抜）は、当社の「つばめプロバイダv6オプションサービス利用約款」によります。NTT西日本またはサービス提供事業者により提供される光回線をご利用の場合はサービス提供事業者の定める契約約款その他それに相当するものによります。

- ・ ●初期費用：無料
- ・ ●月額費用
- ・ オプション契約：無料

※但し、つばめプロバイダの料金が別途必要となります。・

7. 注意事項について

■ I P v 6 アドレスの変更について

・「つばめプロバイダ v 6 オプション」および「I P v 6 インターネット接続等」の工事に際し、お客さまが現在ご利用中の I P v 6 アドレス（I P v 6 P P P o E 方式にて割当てられているものは除きます。）は変更となります。

・「つばめプロバイダ v 6 オプション」および「I P v 6 インターネット接続等」の工事による I P v 6 アドレスの変更に伴い、お客さまがご利用中の各種サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。その際はご利用中のパソコンや通信機器等の再起動を行い、I P v 6 アドレスを再取得して下さい。

■ 個人情報の収集目的と提供について

・「つばめプロバイダ v 6 オプションサービス」（「v6 オプション」）（以下、「本サービス」といいます。）の契約者は、つばめガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が本サービスを提供するにあたり、当社および N T T 西日本株式会社（以下、「N T T 西日本」といいます。）が、当社の業務委託先インターネット接続サービス提供事業者（以下、「インターネット接続事業者」といいます）および I P o E 接続事業者に対して、さらにインターネット接続事業者および I P o E 接続事業者 が当社に対して、それぞれ自己の I P 通信網サービスの契約情報または申込情報（以下に挙げるものに限りします。また、I P 通信網サービスに係る申し込みを取り消した際の情報も含みます）を提供することに承諾するものとします。

■ 個人情報の収集および提供項目

●本サービスの開通時

ユーザ I D（N T T 西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
本サービス提供条件（※1）との照会結果および不一致項目
提供に必要なフレッツ各種商品のご契約有無（つばめ光回線、ひかり電話もしくはレンタルホームゲートウェイ）
提供条件に照らして不足している各種商品の申込みおよび工事情報（つばめ光回線開通ステータス、宅内工事予定日）

●本サービスご利用の光回線の移転・廃止時

ユーザ I D（N T T 西日本が発行する回線番号）及びアクセスキー
申込者氏名、契約者氏名または契約者法人名
契約者住所、回線設置場所住所
回線設置場所電話番号（つばめ光ご利用場所の電話番号）、回線契約者連絡先電話番号、申込者連絡先電話番号
光回線の解約等をした年月日および異動種別
本サービスご利用の光回線およびホームゲートウェイの動作状況（正常に動作しているかどうか）
本サービスご利用の光回線およびホームゲートウェイに対するフレッツ・ジョイントのご提供状況（契約有無およびソフトウェアが正常に配信されているかどうか）

(※1) 提供条件とは以下の内容を指します。

- ・つばめ光回線をご利用いただいていること
- ・フレッツ・ジョイント (※2) 対応のホームゲートウェイをご利用いただいていること

(※2) フレッツ・ジョイントは、NTT 東日本およびNTT 西日本が事業者向けに提供しているサービスです。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ (平日 8:30-17:30)	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号 (24 時間 365 日) ※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

2020年 3月 1日 制定

2022年 4月 1日 改定 個人情報の収集および提供項目を修正 (本文と整合)

2022年12月 1日 改定 お申込みについて追記 機器設定について追記
代行申込における重要事項説明見直し 料金と注意事項を項目立てに変更

2025年 7月 1日 改定 商号変更に伴う 西日本電信電話株式会社→NTT 西日本株式会社

「つばめプロバイダ」 v 6 オプションサービス利用約款

第1章 総則

第1条 （本オプション約款の適用）

当社は、「IPv6 オプションサービス利用約款」（以下、「本オプション約款」）により、IPv6 オプションサービス（以下「本オプションサービス」といいます。）を提供します。

2 当社が他の方法で行う通知及び注意事項等は、本オプション約款の一部を構成するものとし、利用者はこれに従うものとし、

3 用語の定義および本オプション約款に記載のない事項は「つばめ光利用約款」(以下、あわせて「本約款等」)に則るものとし、本オプション約款と本約款等が抵触する場合は本オプション約款が優先するものとし、

第2条 （本オプション約款及び内容の変更）

当社は、利用者の承諾を得ることなくこの本オプション約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の本オプション約款によります。

2 当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本オプションサービスの内容（キャリア及び仕様を含む）の変更等をできるものとし、ただし、利用者にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとし、

第3条 （用語の定義）

この本オプション約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

本オプションサービス

当社が NTT 西日本株式会社(以下「NTT 西日本」といいます。)からフレッツ・サービスの再販を受け NTT 西日本の NGN 網上で、IPoE 接続事業者から提供される IPoE 方式 IPv6 サービス及び IPv4 over IPv6 オプションを利用し提供するインターネット接続サービス

電気通信事業者

電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第 9 条の登録を受けた者、同第 16 条の規定による届出をした者

電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

インターネットサービス

インターネットプロトコルによる符号の伝送交換をし、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介、又はその他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

光回線

NTT からフレッツ・サービスの再販を受け、当社が提供する「つばめ光」サービスにかかる電話通信回線設備

つばめ光・v6 オプション

NTT からフレッツ・サービスのオプションサービスの再販を受け当社が提供する「つばめ光」のオプションサービス

つばめプロバイダ v6 オプション

当社業務委託先から提供されるインターネット接続サービス「つばめプロバイダ」のオプションサービス

アクセスポイント

公共回線経由で本オプションサービスを提供するために設置する電気通信設備

IPoE 接続事業者

本オプションサービスのバックボーンを提供する事業者

サービス提供事業者

当社へ本オプションサービスを提供している事業者

キャリア

IPoE 接続事業者、サービス提供事業者及び NTT の総称

利用者

当社が本オプションサービスの利用を認めた方

アカウント

利用者ごとに与えられる、IPoE サービスの利用許諾権

個人情報

利用者の識別が可能な情報を含む利用者個人に関する全ての情報

利用者接続情報

個人情報のうち、利用者の本オプションサービス利用状況、アンケート情報、接続時間、接続先情報、趣向データ等、利用者が本オプションサービスを利用することによりフリービットのサーバーに蓄積される全ての情報

消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

第2章 サービス

第4条 （契約の単位）

本オプションサービス契約は 1 の本サービスごとに締結されます。

第5条 （サービスの詳細）

本オプションサービスは、本約款等に基づくインターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます。）のオプションサービスとして提供するものであり、当社が提供する回線サービス「つばめ光」および「つばめプロバイダ」を利用し、IPoE 方式による IPv6 インターネット接続サービス、IPv4 over IPv6 オプションを利用し提供するインターネット接続サービスをその内容とし、本オプションサービスの詳細は別に定めるものとし、

2 本オプションサービスの内容、料金、その他事項については、本オプション約款に記載されているものを除いて、別途定めるものとし、

第6条 （利用開始日）

本オプションサービスは、当社が利用者に対する前条第 1 項記載の本オプションサービスの提供を開始した日として当社から利用者に対する通知に記載された日を利用開始日とします。

第7条 （最低利用期間）

本オプションサービス契約に最低利用期間ありません。

第8条 （サービス提供区域）

本オプションサービスの提供区域は、日本国内とします。

2 サービスの提供を行う区域は、当社の裁量により、利用者に通知の上、随時変更することができるものとし、

3 サービスの提供を行う区域は、前項による当社の裁量のほか、NTT の都合により、随時変更することができるものとし、

第9条 （宅内機器及びネットワーク契約）

利用者は、本オプションサービスを利用するための宅内機器を利用者の責任において用意するものとします。尚、当社は、利用者が用意した宅内機器について一切の責任を負いません。

2 利用者は、本オプションサービスを利用する場合、利用者の責任において、利用者名義での本オプションサービスに対応する、当社が提供する「つばめ光」契約及びつばめ光のオプションサービスであるつばめプロバイダおよびつばめプロバイダ v6 オプションサービスの契約を締結しなければなりません。

3 前項場合、契約の内容はつばめ光の定める本オプション約款等の定めによります。又、当該契約がされないことにより本オプションサービスが利用できない場合であっても当社は一切の責任を負わず本オプションサービス料金を請求できるものとし、

第10条 （本オプションサービスの制限事項）

当社は本オプションサービスの提供について以下の各号に定めるとおり制限を設けるものとし、

(1) OP25B(Outbound Port 25 Blocking)

迷惑メール防止を目的として、本オプションサービスのバックボーン接続時点で Port25 を遮断します。

(2) 本オプションサービスで利用できないサービス

① 固定 IP サービス

② IP 電話

③ 特定のプロトコル(PPTP、SCTP)を利用するサービス

④ オンラインゲーム等の特定のポートを利用するサービス

⑤ IPv4 グローバルアドレスを共有するネットワークでは利用できないサービス

第3章 契約の締結

第11条 （契約申込）

本オプションサービスの契約の申込は当社が定める方法により申込みをするものとし、なお、利

用者が利用契約を締結している本サービスの種類の終了、本オプションサービスをお申込みだけない場合があります。

第12条 （申込の承諾等）

当社は、本オプションサービス契約の申込を承諾したときは、書面をもって通知します。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その本オプションサービスの申込を承諾しない場合があります。

(1) 本オプションサービスに対応していない回線品目（種別）により、本サービスを利用されているとき。

(2) 本オプションサービス契約の申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められるとき。

(3) 本オプションサービス契約の申込をした方が、本サービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金（以下「料金等」といいます。）の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 本オプションサービス契約の申込をした方が、当社又は本オプションサービスの信用を毀損するおそれがある態様もしくは第 15 条（通信停止）1 項各号の規定に違反する態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき又は利用者に利用させるおそれがあるとき。

(5) 契約申込書又は契約申込時提出書類に不備または虚偽の記載のあることが判明したとき。

(6) その他、当社の業務の遂行上、著しい支障がおこるおそれがあるとき。

第4章 譲渡禁止及び地位の承継

第13条 （権利義務譲渡の禁止）

利用者は、本オプションサービス契約上の地位および本オプションサービス契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第14条 （届出事項の変更）

利用者は、届出事項に変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に届け出ていただきます。

第5章 通信停止及び契約の解約等

第15条 （通信停止）

当社は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、その本オプションサービス契約に係る通信を停止することがあります。

(1) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき

(2) 違法に若しくは違法となるおそれのある態様、又は明らかに公序良俗に反する態様において本オプションサービスを利用したとき

(3) 前各号のほか、この本オプション約款の規定に違反する行為であって、本オプションサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

第16条 （運用の一時停止・切断）

当社は、次に掲げる事由があるときは、本オプションサービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社及びキャリアの電気通信設備の保守又は工事のめやむを得ないとき

(2) 当社及びキャリアが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

(3) 当社はサービスプランにより毎日接続を切断する場合があります。

2 当社は、前項の規定により通信中止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間をつばめ光情報メール利用登録者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第17条 （当社が行う契約の解約）

当社は、第 15 条（通信停止）第 1 項の規定に該当する場合は、利用者に対し手続きをすることなく本オプションサービス契約を解約することがあります。

2 当社は、利用者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、その本オプションサービス契約を解約することがあります。

3 当社は、利用者について、その財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断される場合、利用者本オプションサービス契約を解約することがあります。

4 本条の定めにより本オプションサービス契約が解約された場合利用者は当然に期限の利益を喪失し、当社は利用者に対し通知その他の手続きをすることなく、利用料金等の支払請求をできるものとし、利用者はこれを支払わなければならない。

5 利用者と当社の「つばめ光」に係る契約または「つばめプロバイダ」サービス契約が理由の如何を問わず終了した場合、当該利用者に係る本オプションサービス契約は終了するものとし、この場合、当社は利用者に対し、事前に通知は行いません。

6 当社は、本条の定めに基づく本オプションサービス契約を解約又は終了することにより利用者または第三者において発生する損害について一切責任を負わないものとし、

第18条 （利用者が行う契約の解約）

利用者は、本オプションサービスの契約を利用者都合により解約することはできません。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。この場合、当社が別に定める日をもって本オプションサービスは解約となります。

2 利用者が本サービスの解約を通知した場合、本オプションサービスも本サービスの解約と同時に解約となります。

3 利用者が、本オプションサービスをお申込みだけない種類の本サービスにプラン変更をした場合、プランの変更と同時に本オプションサービスは解約となります。

第6章 当社及び利用者の義務等

第19条 （設備の修理又は復旧）

利用者は、本オプションサービスの利用中において異常を発見したときは、自己の設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をすることがあります。

2 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害が生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

第20条 （利用者の義務等）

利用者は、次の各号に定める内容を承諾の上、本オプションサービスを利用するものとし、

(1) 利用者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとし、

(2) 利用者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、利用者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工することを条件に、当社の用に供し又は第三者に提供することがあります。

(3) 当社は、登録光回線を通じての通信は、すべて当該利用者のお客さま ID を利用した利用者のものであるとみなします。

(4) 利用者は、本オプションサービスの運用のため、利用者のお客さま ID 等の個人情報が当社とキャリアとの間でやりとりされることに同意するものとし、

(5) 利用者は、その当時有効な当社の利用約款のほか、NTT 及びその他の電気通信事業者の通信に関する本オプション約款、規則及び利用条件に従うものとし、

(6) 利用者によるサーバー設置を原因とするトラブルの責任はすべて利用者自身が負担するものとし、また、当社が、利用者が設置したサーバーから、違法のデータの発信、スパムメールの配信又は踏み台とされている等の事情を検知した場合には、利用者に通知なく即時に接続を停止する場合があります。

(7) 表示者が本条 2 項の禁止事項に該当する場合、利用者に事前に通知することなく、利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

(8) 利用者が本オプションサービスを利用するために必要となる宅内機器については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとし、

(9) 利用者は、お客さま ID を自己の責任において管理するものとし、又、お客さま ID の管理および使用は利用者の責任とします。お客さま ID の使用上の過誤又は他者による無断使用により利用者が被る損害については、当該利用者の故意又は過失の有無を問わず、当社は一切責任を負いません。

(10) 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与える場合、当該通信の制御又は帯域を制限する場合があります。

(11) 当社は、利用者の利用の公平を確保し、本オプションサービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があります。

(12) 利用者が本オプションサービス利用場所から移転する場合、移転先において本オプションサービスが利用できない場合があります。お客さま ID の使用上の過誤又は他者による無断使用により利用者の責任において必要手続きがなされるものとし、

(13) 利用者の光回線番号に変更がある場合、変更後の光回線番号で本オプションサービスを利用するためには別途手続きが必要になります。当該手続きは利用者の責任においてなされるものとし、

(14) 利用者の光回線に変更がある場合、変更後の光回線が本オプションサービスの利用に対応していない場合、本オプションサービスが利用できなくなります。

(15) 本項 12 号ないし 14 号の場合において、利用者が必要手続きを怠り、利用者に損害が生じた場合、当社は当該損害について責任を負いません。

2 当社は、利用者に対し、次の各号に定める行為を禁止します。利用者は当該禁止事項を遵守しなければなりません。

(1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を助長させる広告を表示または送信する行為

(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

(8) 無限連帯保証（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

(9) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為及び他人のウェブサイト等、本オプションサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(10) 自己のお客さま ID を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為

(11) 他者になりすまして本オプションサービスを利用する行為

(12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

(13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為

(14) 受信者の同意を得ることなく、広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

(15) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

(16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

(17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為

(18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

(20) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為

(21) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(22) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(23) 前各号に該当するおそれがある甲が判断する行為

3 利用者は、前項各号の規定に違反して当社の業務に支障を与えたとき、または与える恐れがあるとき（電気通信設備を亡失または毀損したときを含みます）、当社が指定する期日までに当社がその対応に要した費用を支払うものとします。

4 当社は、前項の利用者の行為に対する苦情、クレーム、発行者情報開示請求が当社に通知された場合、当社は必要な情報を付した上でサービス提供事業者にその旨を通知するものとします。また、利用者は当該苦情等発行者に対し、当社またはサービス提供事業者が利用者の名前を開示することを承諾するものとします。

5 利用者は本オプションサービスを利用するにあたり、当社が別に定めるキャリアが指定する事項について同意するものとします。なお、当該同意は、当社による利用者宛の通知に対し利用者が不承諾の意思表示をしない場合は、利用者から同意を得たものとみなします。

6 当社は、利用者が本オプションサービス利用場所を移転する場合、または利用者の光回線番号の変更等により、本オプションサービスが利用できない場合に、本オプションサービスの利用のために必要な手続きは利用者においてなされるものとし、当該手続きの不備による利用者における損害につい

て、責任を負わないものとします。

7 利用者が第 2 項各号のいずれかに該当していると当社が判断した場合、当社は通知その他の手続きをすることなく次の措置を行うことができるものとします。

(1) 利用者に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求すること。

(2) 本オプションサービス内に蓄積する情報またはデータ等を利用者もしくは第三者が閲覧できない状態に置くまたは削除すること。

(3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。

8 当社は前項の義務を負うものではなく、当社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

第 7 章 料金等

第 21 条（料金及び費用等）
本オプションサービスの料金は無料です。（但し、「つばめプロバイダ」の料金が別途必要です。）

第 22 条（解約料の支払義務）
利用者は、第 17 条（当社が行う契約の解約）又は第 18 条（利用者が行う契約の解約）の規定により本オプションサービス契約の解約があったときは、解約時に発生する本オプションサービス契約の廃止処理作業費用が発生する場合において、当社の定める期日までに支払わなければなりません。

第 23 条（費用の支払義務）
利用者は、本オプションサービス契約の申込又は解約の際、工事を要する請求を行った場合は、工事に関する費用を支払わなければなりません。

第 24 条（遅延損害金）
利用者は、「つばめプロバイダ」の料金および本オプションサービスにかかる費用等（以下本条においては「料金等」といいます。）を支払期日までに支払わないときは、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年 14.5%の利率で計算した金額を延滞利息として、本オプションサービスの料金等の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

2 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

第 8 章 雑則

第 25 条（問合せ等）
当社は、当社指定の方法により利用者から本オプションサービスに関する問合せに対応するものとします。利用者は当社が指定する窓口に対し各問合せを行うものとします。

2 本オプションサービスに係る利用者からの問合せは当社がその責任において対応するものとし、キャリアは直接利用者からの問い合わせに対し受付並びに回答はしません。

第 26 条（損害賠償）
当社は、当社又はキャリアの責めに帰すべき理由により、本オプションサービスの提供をしなかったときは、本オプションサービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)(にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、当社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商(小数点以下の端数を切り捨てるものとします。)(に本サービスの月額基本料金の暦日数の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、キャリアがキャリアの契約約款等の定めるところにより、その損害を賠償する場合又は第 10 条(本オプションサービスの制限事項)の規定により本オプションをお申場合については、当社は一切責任を負わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により本オプションサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

3 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負わないものとします

第 27 条（サービスの廃止）
当社は、都合により本オプションサービスの全部又は一部を変更又は廃止を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりサービスの全部又は一部を廃止するときは、利用者に対し、事前に書面によりその旨を通知します。

3 当社は、関係官庁又は関連法令の定めに従うことによって、本オプションサービスの料金その他の提供条件について変更を行うことがあります。この場合、当該サービスの変更に係る利用者は、その変更について苦情若しくは申立又は救済措置の請求を行うことはできません。

第 28 条（利用者情報の扱い）

当社は、本オプションサービスの適切な運用のため、キャリアとの間で、利用者の氏名、電話番号、アクセスキー及びユーザ ID（NTT が発行するフレッツ回線番号）の情報の授受を行います。当社は当該情報につき、善良な管理者の注意義務を持って保管するものとし、当社の故意又は重大過失により当該情報が漏洩した場合はその責任を負うものとします。

2 当社は、キャリアに対し、利用者の氏名、電話番号、アクセスキー、ユーザ ID、その他当社が定める情報を通知するものとし、当該通知を行うことにつき利用者は承諾するものとします。

3 利用者は、本オプションサービスの適切な運用のため、サービス提供事業者が利用者接続情報を分析、保存、利用、第三者提供等あらゆる使用及び処分をするることについてあらかじめ同意するものとします。ただし、サービス提供事業者が当該情報を第三者に提示するときは、本オプションサービス以外の当社の他のサービスの会員も含めた統計的情報として加工を施し、利用者の特定ができず、かつ、当社の日常業務の顧客であることが特定できないようにします。

第 29 条（個人情報の取扱）

当社は、本オプションサービスの提供において知り得た個人情報は、当社が別途定める「個人情報の取り扱い」に則り、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。

2 個人情報の受け渡しに関しては、書面等にて受け渡しをする。また、電子メールなどデータでやりとりする場合は、データの暗号化等セキュリティの確保に努めるものとします。

第 30 条（非常事態が発生した場合等における利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本オプションサービスの全部を提供できなくなったときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本オプションサービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。

2 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又はインターネットコンテンツセーフティ協会が児童の権利を著しく侵害すると判断し、当該協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのリストに基づき、利用者に事前に通知することなく当該 Web サイトの全部又は一部について閲覧することを制限する措置をとることがあります。

3 当社は、2 項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第 31 条（免責）

当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより利用者に損害が生じた 場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 本オプションサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通 信設備の更改等に伴い、利用者が使用若しくは所有している通信機器（接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具 を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造または交換等に要する費用については負担しません。

3 利用者は、本オプションサービスの提供に支障が生じた場合において、それが如何なる理由によるものであっても、それに伴い発生する逸失利益または利用者に対して行う損害賠償若しくは料金減免等により生じた費用、損失等について、当社に対して求償しないものとします。

第 32 条（管轄裁判所）

本オプションサービスに関する訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第 33 条（残存）

本契約が終了した場合であっても、第 20 条（利用者の義務等）2 項、8 項、第 21 条（料金及び費用等）乃至第 23 条（費用の支払義務）、第 24 条（遅延損害金）、第 26 条（損害賠償等）、第 28 条（利用者情報の扱い）、第 32 条（管轄裁判所）、本条、第 34 条（準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

第 34 条（準拠法）

本オプション約款の解釈については、日本法に基づくものとします。

<改定履歴>

2 0 2 0 年 3 月 1 日制定
2 0 2 5 年 7 月 1 日改定 商号変更に伴う 西日本電信電話株式会社—NTT 西日本株式会社

ホームゲートウェイ・無線LANカード 重要事項説明

サービス、料金等に関する詳細な情報は、当社パンフレット、ホームページ等で本書面の内容とあわせて必ずご確認ください。

本書に記載されている料金・解約金は特に記載のない限り税抜きです。

1. サービス提供者： つばめガス株式会社

2. サービス名称： ホームゲートウェイ 無線LANカード

3. お申し込みサービスの概要等

本サービスは、NTT西日本株式会社(以下「NTT西日本」といいます)から光回線の卸売サービスである「光コラボレーションモデル」の提供を受けて、つばめガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する、機器レンタルサービスです

本サービスのご利用には、「つばめ光」のご契約が必要です

4. ご利用料金について

■初期費用

- ・当社から機器を送付いたします。お客様ご自身で接続いただくこととなります。
- ・当社に接続をご依頼いただく場合は別途費用（出張費と設定費）が発生いたします。

■月額利用料

本サービスにかかる月額利用料です。

ひかり電話契約状況	機器	月額利用料
ひかり電話契約なし	ホームゲートウェイ	250 円 (税込 275 円)
	無線LANカード	100 円 (税込 110 円)
ひかり電話契約あり	ホームゲートウェイ	—
	無線LANカード	100 円 (税込 110 円)

5. 注意事項について

■サービスに関する注意事項

①サービス品質 【ホームゲートウェイ 無線LANカード～Wi-Fi 対応機器間の通信の場合】

アンテナ2本での同時通信 最大通信速度 866Mbps

アンテナ3本での同時通信 最大通信速度 1.3Gbps

技術規格上の最大値であり、実効速度ではありません。利用環境・状況等により、通信速度が低下または通信できない場合があります。

※ご使用のWi-Fi 対応機器のアンテナ数については各メーカー等にお問い合わせください。

② サービス利用制限等

- ・Wi-Fi利用の場合、利用環境などにより、電波が届かない場合があります。
- ・IEEE802.11a/c/n/a/g/bに準拠している機器が必要です。
- ・すべての盗聴等への対応を保証するものではありません。各Wi-Fi対応機器にて設定が必要です。
- ・心臓ペースメーカー等の医療機器をご使用の近くで本商品をご使用にならないでください。
医療機器が誤動作する可能性があります。
- ・一回線につき一台のお申込になります。
- ・機器が届きましたら、お客様ご自身にて機器の接続をお願いします。
- ・本商品の動作について、全ての環境での動作を保証するものではありません。
- ・初期不良による無償交換期間は工事日以降7日以内に、当社にご連絡ください。
- ・お客様の過失による機器損傷等の場合、発生する各種費用をご負担いただく場合がございます。

■料金に関する注意事項

- ・利用開始月および解約月の月額費用は、日割り計算にて請求いたします。

■転用に関する注意事項

- ・すでにNTT西日本の「フレッツ光」をご利用中のお客様が「フレッツ光」を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「転用」といいます。
- ・NTT西日本の「フレッツ光」をご利用のお客様が「つばめ光」に転用される場合、NTT西日本が提供する「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」をご利用のお客様は、「フレッツ光」を当社サービスに転用する場合、「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」もあわせて転用となります。

■事業者変更に関する注意事項

- ・すでに他コラボ事業者（変更元事業者）をご利用中のお客様が他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線を解約し、当社の「つばめ光」へ新規契約いただくことを「事業者変更」といいます。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線でNTT西日本が提供する「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」をご利用のお客様は、光回線を当社サービスに事業者変更する場合、「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」もあわせて事業者変更され、サービスの提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。
- ・他コラボ事業者（変更元事業者）の光回線をご利用のお客様で、NTT西日本の「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」をご契約のお客様も当社へ光回線の事業者変更にて「ホームゲートウェイ」「無線LANカード」も当社に事業者変更され、サービス提供者は当社となり、サービス内容や料金が一部変更となる場合があります。

■解約に関する注意事項 〈機器の返却について〉

- ・機器レンタルサービスの解約のお手続きをなされる場合は、当社へお問い合わせください。
- ・つばめ光を解約すると、機器のレンタルサービスも解約となります。
- ・解約時に機器の返却が必要になりますので、本体や周辺機器は大切に保管してください。
- ・ご返却の際、本体及び付属品以外のお客様の私物を誤って同梱しないようご注意ください。
私物の取り扱いにつきましては一切保証できかねますので、あらかじめご了承ください。

- ・当社がレンタルにて提供している機器については、お客様ご自身でご返却ください。
解約手続き後、当該機器の設置場所住所に機器回収キットをお送りしますので、ご利用の上、ご返却ください。
※ご返却いただけない場合、機器代金をご請求する場合があります。

■お問い合わせ先

お申込み、ご契約内容の確認・変更・解約、料金等につきまして、ご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ（平日 8：30-17：30）	086-263-6666
当社ホームページのお問い合わせフォーム	https://www.tsubamegas.com/user/info.html
光回線の故障受付電話番号（24 時間 365 日） ※ NTT西日本の故障受付窓口となります ※一部時間帯のみ録音対応となります	0120-805-113

<改定履歴>

2018年12月 1日 制定
 2019年 7月 1日 改定 事業者変更追加に伴う変更
 2021年 4月 1日 改定 「総額表示」の義務化に伴い税込金額を併記
 2025年 7月 1日 改定 商号変更に伴う 西日本電信電話株式会社→NTT 西日本株式会社